

第 19 回統計委員会（平成 21 年 2 月 9 日開催）における委員の意見

- ・ 調査客体の匿名性と有用性とのバランスについては、匿名データの作成に係る初めての審議ということもあり、ある程度匿名性の確保に重点を置くことになるのはやむを得ないが、データの利用者は研究者等に限定されており、また、守秘義務も課せられていること等を勘案すると、データ利用に支障が生じるほど極端な匿名化措置を講じるべきではない。
- ・ リサンプリングを個人単位で行うと研究等へのデータ利用が限定されるので、世帯単位で抽出するべき。
- ・ 匿名データの作成の審議に当たっては、匿名性や有用性の確保に加えて、これらとデータ作成の事務負担とのバランスも考慮する必要がある。
- ・ トップコーティング等の 0.5%ルールについては一律に適用する必要は無く、トータルで匿名性が保たれれば良い。
- ・ 訓練用・教育用の匿名データを簡便な手続きで提供することができるようにすべき。インターネットで公開されている米国のデータは、訓練用としては必ずしも適当でない。
- ・ 匿名データの利用・分析には、利用者の熟練の度合いによってデータの使用期間が異なるので、訓練用のデータがある方が望ましい。
- ・ 訓練用・教育用の匿名データの作成については、統計法上の問題も検討する必要があるため、今後の基本計画のフォローアップの中で議論すべきテーマである。